

コスモエネルギーグループ健康保険組合
被保険者 各位

コスモエネルギーグループ健康保険組合

子ども・子育て支援金の徴収につきまして（お知らせ）

標題の件、法令（子ども・子育て支援法、健康保険法）の改正により、2026年4月分（5月給与控除分）から健康保険料に合わせて子ども・子育て支援金（以下、支援金という）の徴収が開始されます。本件に関しまして概要を通知いたします。

記

1. 子ども・子育て支援金制度とは
 - ・ 支援金制度は、社会連帯の理念を基盤に、子どもや子育て世帯を、全世代・全経済主体が支える新しい分かち合い・連帯の仕組みです。
 - ・ 本制度は、歳出改革や規定予算の活用を最大限図った上で、2026年度から2028年度にかけて段階的に構築する、少子化対策のための特定財源です。
 - ・ また当該支援金は、児童手当の拡充など法律で定めた子ども・子育て世帯向けの給付のみに充てられるものであり、医療保険料とは区分された仕組みとなっています。
 - ・ 支援金を財源として、こども未来戦略「加速化プラン」の取り組みを実施します。加速化プランでは、わが国の少子化対策を促進するために児童手当の拡充等の給付の拡充などを行います。
2. 子ども・子育て支援金率
 - ・ 2026年度については0.23%（事業主負担50%および被保険者負担50%）とされています。標準報酬月額が30万円の場合、690円/月（被保険者負担345円/月）になります。
 - ・ 2028年度には、0.4%程度に段階的に上がることが想定されています。
 - ・ ただし、健康保険料や介護保険料のように右肩上がりに増え続けることはありません。
3. 徴収・納付
 - ・ 子ども・子育て支援法において、「医療保険者から支援納付金を徴収することとし、医療保険者は、納付金を納付する義務を負う」と定められています。
 - ・ 納付金に充てる支援金については、健康保険法において保険料と位置づけられたため、健保組合は、これまでの保険料と同様に被保険者及び事業主から徴収となります。

以上